

## 千葉県道路交通法施行細則の一部改正について

### 1 改正する公安委員会規則の名称

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年公安委員会規則第12号。以下「細則」という。）

### 2 改正した部分

#### (1) 細則第2条の3第1項第3号

##### ア 内容

条文中の「自転車及び歩行者専用」を「自転車及び歩行者等専用」に、「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改正

##### イ 理由

道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正を受け、歩行者を対象とする交通規制に係る道路標識の意味に、遠隔操作小型車が追加され、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省令第3号）の別表第一に規定する規制標識の種類が「自転車及び歩行者専用」から「自転車及び歩行者等専用」に、「歩行者専用」から「歩行者等専用」に改正されたため。

#### (2) 細則別表第3

##### ア 内容

(ア) 一般国道409号の区間「木更津市中島字日之宮地先から袖ヶ浦市滝の口字丸山461番2地先まで及び富里市新中沢字南台150番2地先から成田市並木町字並木畑70番1地先まで」を「木更津市中島字日之宮地先から袖ヶ浦市滝の口字丸山461番2地先まで、袖ヶ浦市三箇1, 981番1地先から袖ヶ浦市林360番1地先まで及び富里市新中沢字南台150番2地先から成田市並木町字並木畑70番1地先」に変更

(イ) 一般国道410号の区間「袖ヶ浦市滝の口字丸山461番2地先から神納字新林4, 230番1地先まで」を「木更津市下郡1, 410番10地先から袖ヶ浦市三箇1, 981番1地先まで及び袖ヶ浦市滝の口字丸山461番2地先から神納字新林4, 230番1地先まで」に変更

(ウ) 印西市道00-015号線を追加

(エ) 印西市道00-023号線を追加

(オ) 印西市道00-024号線を追加

(カ) 横芝光町道I-1号線の区間「山武郡横芝光町長山台1番14地先から遠山409番5地先まで」を「山武郡横芝光町姥山483番1地先から遠山409番5地先まで」に変更

##### イ 理由

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条第3号ハに規定する公安委員会が定める自動車が通行できる道路の追加等

### 3 施行日

令和5年4月1日